

包括的支援	高齢者支援の推進	介護人材確保対策事業	介護に従事する人材を確保するため、啓発活動や支援等を行うこと。	・介護人材が確保される。 ・必要な介護サービスが提供される。	介護人材を確保するための対策 ・イメージアップ、普及啓発等 ・参入促進、就労支援、定着支援、キャリアアップ支援等	介護保険課
		認知症高齢者支援事業	認知症高齢者が安心して生活できるようにするため、認知症高齢者及び家族の支援並びに認知症に関する啓発活動を行うこと。	認知症になっても住み慣れた地域で穏やかな生活を送ることができる。	・超高齢社会の進展に伴い、認知症高齢者の増加が予測される中、認知症になっても住み慣れた地域で、穏やかな生活が送ることができるようにするため、次の事業を行う。 (1)地域見守り支援体制の推進 認知症カフェの推進	高齢者支援課
	障害者福祉の推進	障害者に係る市民啓発事業	市民の障害福祉及び障害者に対する理解を深めるため、啓発活動を行うこと。	福祉と障害者に対する理解を深めること	①ノーマライゼーションの理念に基づき、あらゆる人が気軽に心地よくふれあえる場を創出し、福祉への理解を深め、共に生きるまちづくりを目指して、障害福祉ポータルサイトの運営など啓発活動を実施する。 ②毎年、障害者週間(12月3日から9日までの1週間)に、障害者の問題にかかる啓発のため、講演会などのイベントを富士市障害者自立支援協議会へ委託して実施。	障害福祉課
		障害者地域生活安全事業	障害者の快適な生活等を支援するため、タクシー利用助成等の各種サービスを提供すること。	在宅生活を送る障害児・者が、地域の中で安心して暮らせるために必要となる各種サービスを利用する。	緊急通報システム 重度身体障害児・者紙おむつ支給 重度身体障害者タクシー利用助成 重度身体障害者防災対策事業(人工呼吸器用発電機、視覚・聴覚障害者災害情報受信関連機器等) 障害者配食サービス ライフサポート事業(ヘルパー派遣、ショートステイ等)	障害福祉課
		障害者福祉相談事業	障害者のニーズを把握し、サービスの調整を図るため、相談業務を行うこと。	障害者等が、福祉に関する問題や様々な悩み事について相談し、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援等必要な支援を受けることができる。	富士市障害者基幹相談支援センター及び委託相談支援事業所において、障害者福祉に関する問題について、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援等必要な支援を行う。 また、悩み事などを身近で相談できるよう、身体障害者や知的障害者・精神障害者の家族に障害者相談員を委嘱する。	障害福祉課
	地域福祉	地域で支え合い助け合う体制の強化	福祉思想普及啓発事業	福祉思想を普及させるため、福祉行事の開催、冊子の発行その他の啓発活動及び人権擁護委員の活動の支援を行うこと。	福祉に関する各種事業を通じて、障害者や高齢者の社会参加を促すとともに、市民に福祉思想の普及啓発を図ることを目的とする。	①福祉展は、ロゼシアター1階展示室において、市内の福祉施設、団体の作品を展示する。 ・開催時期・・・10月下旬 ②社会福祉大会は、ロゼシアター中ホールにおいて、社会福祉に功労のあった方々に対し、表彰状、感謝状を贈り、長年のご苦労に報いるとともに、体験発表等を行い市民に対する福祉の普及啓発を図る。 ・開催時期・・・11月中旬 ③社会を明るくする運動は、6月に社会を明るくする運動富士市推進委員会を開催し、7月の強調月間期間中に街頭啓発出発式を開催するとともに、市内各所で街頭啓発を行う。また、小中学生を対象とした作文コンテスト等の実施や保護司を中心に各地区でミニ集会等を実施する。 ④「富士市の福祉」は、福祉部、こども未来部、福祉事務所の年次報告として冊子にまとめる。
敬老事業			敬老の精神の高揚を図るための敬老事業を行うこと。	高齢者を敬愛し、長寿を祝う。	①米寿対象者に記念品を贈呈する。 ②77歳の方に祝金を贈呈する。 ③100歳長寿祝い 100歳を迎えた高齢者の誕生日以降に賀詞等を贈呈する。	福祉総務課
地域交流の推進		社会福祉センター運営管理事業	社会福祉センター等の施設を円滑に管理するため、指定管理者の指導及び監督又は施設の維持管理を適切に行うこと。	健康増進、機能回復訓練、文化教養の向上、レクリエーションの場を提供することにより、高齢者、障害者等が生きがいのある生活を送ることができるようになることを目的とする。	①田子浦荘・鷹岡市民プラザ・東部市民プラザの管理運営を指定管理者である社会福祉協議会に委託。 ②各社会福祉センターの修繕、工事を施工し建物の維持管理を行う。 ③共生型サービス事業の実施。	福祉総務課